

ふくしま＆ラッキー市内周遊スタンプラリー運営業務委託
に係る公募型企画コンペ（企画提案競争）仕様書

第1 総則

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、ふくしま＆ラッキー市内周遊スタンプラリー運営業務（以下「本業務」とする。）について受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）

なお、本仕様書は、別紙募集要項、その他郡山市（以下「発注者」とする。）が本業務に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

2 業務目的

本委託業務は、福島県とJRグループと連携した国内最大級の観光キャンペーンである「ふくしまデスティネーションキャンペーン」（以下「ふくしま DC」とする。）期間中（令和8年4～6月）にふくしま応援ポケモン「ラッキー」（以下「ラッキー」とする。）とコラボし、市内に設置したスタンプスポットを巡るスタンプラリー事業を実施することで本市への観光誘客及び市内周遊促進を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

4 提案の留意事項

- (1) 本業務は、「ラッキー」を活用することから、最終的な実施内容や制作物のデザインについては、福島県及び株式会社ポケモンと協議・調整の上決定するものとする。
- (2) 提案上限金額の範囲内で、独自の有効な誘客施策の提案を実施することができる。
- (3) 本業務の実施に当たっては、ふくしま DC の他、市内で開催される以下の事業についても確認の上、提案すること。

事業名	開催場所	開催期間
ポケモン天文台	けんしん郡山文化センター	4月11日(土)～6月14日(日)
巡回展「ポケモンローカルActs 物産展」	うすい百貨店	4月24日(金)～5月6日(水)

第2 事業概要

本市への観光誘客及び市内周遊を目的として、市内8か所の公共施設等にスタンプ台を設置し、条件以上のスタンプを集めた参加者に景品を配布するスタンプラリー事業を企画・実施すること。なお、周知方法や景品、フォトスポット等について、スタンプラリーへの参加意欲を掻き立てられるような工夫・デザインを加えることで、参加者の市内周遊を図ることができる企画とすること。

1 スタンプラリー実施期間

令和8年4月11日（土）から令和8年6月30日（火）までの期間とする。

2 スタンプラリー実施方法

本業務におけるスタンプラリーは、デジタルスタンプラリーではなく、台紙にスタンプを押すスタンプラリーとする。なお、各用品の設置場所は発注者が指定する以下のスポットとする。

- (1) スタンプ台及びスタンプ設置場所（以下8施設）

- ①開成山公園 ②高柳電設工業スペースパーク ③郡山市歴史情報博物館 ④AGC エレクトロニクス郡山カルチャーパーク ⑤蔭山工務店大安場史跡パーク ⑥郡山市立美術館 ⑦郡山市磐梯熱海観光物産館 ⑧うすい百貨店
- (2) スタンプラリー台紙配布場所（以下 11 施設）
上記のスタンプ設置場所となる 8 施設の他に、以下の施設においても配布予定
①けんしん郡山文化センター ②こおりやま観光案内所 ③郡山市役所
- (3) 景品ステッカー配布場所
こおりやま観光案内所
※上記（1）～（3）のいずれも、具体的な用品設置場所については、発注者及び関係機関と協議・調整の上決定するものとする。

第3 委託業務の内容

- 1 本事業の周知にかかる企画・媒体の制作
- 2 必要な用品の準備と配送・設置、維持管理等
- 3 景品の選定・調達、抽選及び当選者への配達等
- 4 アンケートの実施
- 5 本事業展開のために効果的な事業者独自提案

【委託業務の内容詳細】

- 1 本事業の周知にかかる企画・媒体の制作
提案上限金額の範囲内で、市内外に広く周知を図る方法として、SNS 広告やポスター等、独自に発信方法を選定し提案すること。
ただし、提案内容の採用決定後から令和 8 年 6 月 30 日までに発信が完了するものに限る。
なお、発注者側で行う周知は広報こおりやま、市の公式 LINE 及び Facebook を予定しており、周知開始時期は令和 8 年 3 月からを予定している。
 - 2 必要な用品の準備と配送・設置、維持管理等
スタンプラリー台紙を制作し、各台紙配布場所へ後日指定する期日までに配布すること。
また、スタンプ設置場所ごとにスタンプ本体、スタンプラリーディスプレイを制作し、それぞれの設置箇所へ配達及び設置、維持管理、撤去等すること。なお、台紙配布場所及びスタンプ設置場所となる各施設との調整は受注者が行うこと。
- (1) スタンプラリー台紙
- ア スタンプラリー台紙作成枚数は 50,000 枚以上を予定している。
 - イ スタンプラリー台紙については、スタンプラリーの概要がわかり、参加者が対象スタンプを押印して気軽に応募できるような台紙サイズやデザインとすること。規格は問わないが、全 8 種のスタンプを全て片面へ押印できるような設計とすること。
 - ウ スタンプラリー台紙については、本市がインバウンド誘客のターゲット国としている台湾及びその他インバウンド観光客も気軽に参加できるよう、英語併記とする。翻訳者の水準は、英語を母語とする N1 レベルまたはこれと同等の日本語力を有する者、もしくは日本語を母語とする者で英検 1 級またはこれと同等の英語力を有するものとする。どちらの場合も、翻訳物のネイティブチェックをすること。
 - エ スタンプラリー台紙から、本事業に関する情報を随時掲載する市公式ウェブサイトや各スタンプ設置場所対象施設の情報等にアクセスできるようにするなど、スタンプラリーに参加しやすい仕様とすること。
 - オ スタンプラリー台紙は、参加者が記念として手元に残せるように、景品配布時に回収

は行わないこととする。ただし、景品の重複配布防止のため、景品配布時に当該台紙を確認した際に、配布済みであることが容易に判別できる措置を講ずるものとする。

(2) スタンプ本体

- ア 設置するスタンプ数は各スタンプ設置場所に1個以上常設とする。
- イ 全てのスタンプについて、盗難防止策を講じること。また、盗難や破損等の場合に備え、スタンプ設置箇所ごとに予備スタンプ1個を常時備えておくこと。
- ウ 各スタンプ設置箇所でのインクの補充やスタンプ台の管理、トラブル発生時の対応等を迅速かつ適切に行うこと。
- エ 各スタンプ設置場所に設置するスタンプごとに、それぞれインクの色またはデザイン等で8種の違いをつけること。
- オ 各スタンプの大きさについては、スタンプ内の「ラッキー」の直径が4cm以上となるようにすること。

(3) スタンプラリーディスプレイ

- ア 各スタンプ設置場所には、目印となるスタンプディスプレイを設置すること。スタンプラリーディスプレイは、卓上タイプで各スタンプ設置場所に1台ずつの設置を想定している。
- イ 全てのスタンプラリーディスプレイについて、盗難防止策を講じること。

3 景品の選定・調達、抽選及び当選者への配達等

(1) 種類

景品については、以下の3種類を想定しているが、この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。

- ア スタンプを3個以上集めた参加者に対して配布する「ラッキー」ステッカー等の景品7,000枚（先着順）
 - ※受注者が独自にステッカーのデザイン制作をすること。
 - ※同一のスタンプラリーディスプレイで複数回に分けて条件を満たした場合であっても、同一参加者への本景品の配布は1回限りとする。
- イ 全8スタンプを集めた方に配布するコンプリート景品（先着順）700件以上
 - ※上記アよりもさらに特別感のある「ラッキー」デザインの景品を独自に提案すること。
- ウ 上記アのステッカーを入手後に本事業に関するアンケートへ協力した参加者の中から抽選を行い、当選者のみへ発送する特別景品 30件以上

なお、特別景品については、市内の宿泊施設利用券や本市の特産品、下記ポケモンローカルActsサイトに掲載されている本市事業者との「ラッキー」コラボ商品など、本市の魅力を感じ、ふくしまDC終了後も再訪を促進できるような景品を複数設けるなど独自に提案すること。

<https://local.pokemon.jp/goods/?page=2&municipality=fukushima>

なお、アンケートフォームの作成及び回答者の集計は発注者が行う。

(2) 配布方法

上記（1）ア及びイについてはこおりやま観光案内所で配布、ウの特別景品については当選者への郵送による発送とする。

当選者への景品の郵送や梱包、その他必要な経費については全て受注者負担とする。

(3) その他

受注者は、本業務において提供する景品について、本業務において制作・配布する景品については、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）を遵守し、景品類の価額及び提供方法が同法に適合していることを確認するものとする。

また、著作権法及び商標法等の関係法令を遵守するとともに、権利者からの必要な許諾を取得した上で制作・配布するものとする。

4 アンケートの実施

アンケートは電子上で入力する方法を想定しており、内容及び入力フォームは発注者が市の電子申請システム上で作成する。受注者は、アンケートフォームに遷移するQRコード等を、例えば上記3（1）アで配布する景品ステッカーの裏面等に掲載するなど、アンケートへ気軽に参加できるようにすること。

5 本事業展開のために効果的な事業者独自提案

上記に記載している内容の他に、スタンプラリーへの参加や周遊を促進するようなものを事業者独自に提案すること。

第4 実施報告書及び成果品の提出

1 実施報告書

- (1) 原則、A4版、縦型、横書きとし、PDF及びPDF以外の加工可能な電子データで提出すること。
- (2) 本事業で配布した台紙や景品の数、特別景品への応募人数などの実績がわかるかたちとすること。

2 成果品

- (1) 委託業務内で作成する画像データ等（イラストレーター、JPEGなどのデータを含む）
- (2) その他業務で生じた成果品については、併せて提出すること。
- (3) 下記の提出先へ持参か郵送、もしくはメール等で提出をすること。

郡山市文化スポーツ観光部観光政策課（郡山市役所本庁舎5階）

kankou-kankou@city.koriyama.lg.jp

- (4) 成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なしに使用、公表してはならない。

3 提出期限

令和8年9月30日（水）

第5 その他留意事項

1 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。

2 業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

3 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

4 本業務に関する打合せを必要に応じて隨時行うこと。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。

5 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議の上、発注者の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、発注者に必要な事項について、受注者は、積極的に提案を行うこと。

6 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の

負担とする。

- 7 本事業で制作する「ラッキー」がデザインに使用されるものすべてにおいて、発注者が提供するデータを用いること。なお、制作の際には株式会社ポケモンのキャラクター使用マニュアル等を遵守し、株式会社ポケモンの監修を受けるものとする。データ及び使用マニュアル等については、どちらも受注者決定後に発注者から受注者へ提供するものとする。
- 8 提案できるデザインはオリジナル作品に限る。また、自社で所有する写真等を使用する場合には、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条所定の権利を含む。以下同じ。）等に十分注意の上、自らの責任において利用すること。
- 9 受注者が自ら所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- 10 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- 11 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。また、制作に当たっては、郡山市は採用した企画案の一部変更を求めることができる。